

議案第三号

港区新型インフルエンザ等対策本部条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。

以下「法」という。）第三十七条において準用する法第二十六条の規定に基づき、港区新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部)

第二条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括

し、本部の職員を指揮監督する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、区の職員のうちから、区長が任命する。

（本部会議）

第三条 本部長は、新型インフルエンザ等の対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第三十五条第四項の規定に基づき、国の職員その他区の職員以外の者を本部会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置く。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説 明）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十七条において準用する同法第二十六条の規定に基づき、港区新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。